

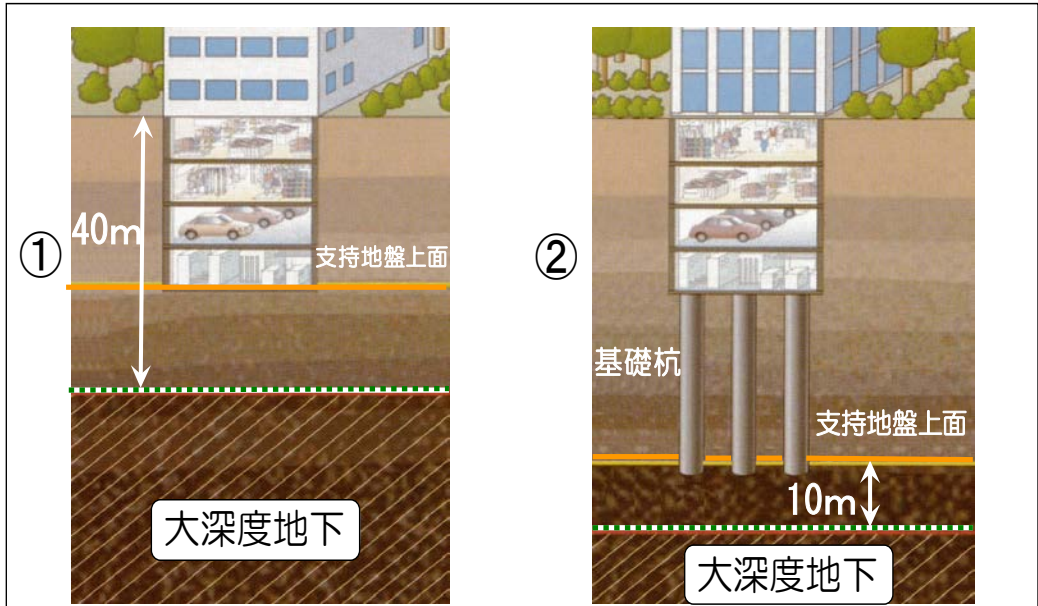
# 東京外かく環状道路(関越～東名)の 使用の認可に関する処分の手続について

国土交通省 都市局 都市政策課  
平成25年12月

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づく使用の認可の効果

大深度地下の公共的使用(道路事業(東京外かく環状道路(関越～東名))、鉄道事業等の公共公益事業)については、使用認可を受けることにより事業者は事前に補償を行うことなく事業を実施することができる。(法第25条等)

○大深度地下の範囲(法第2条等)

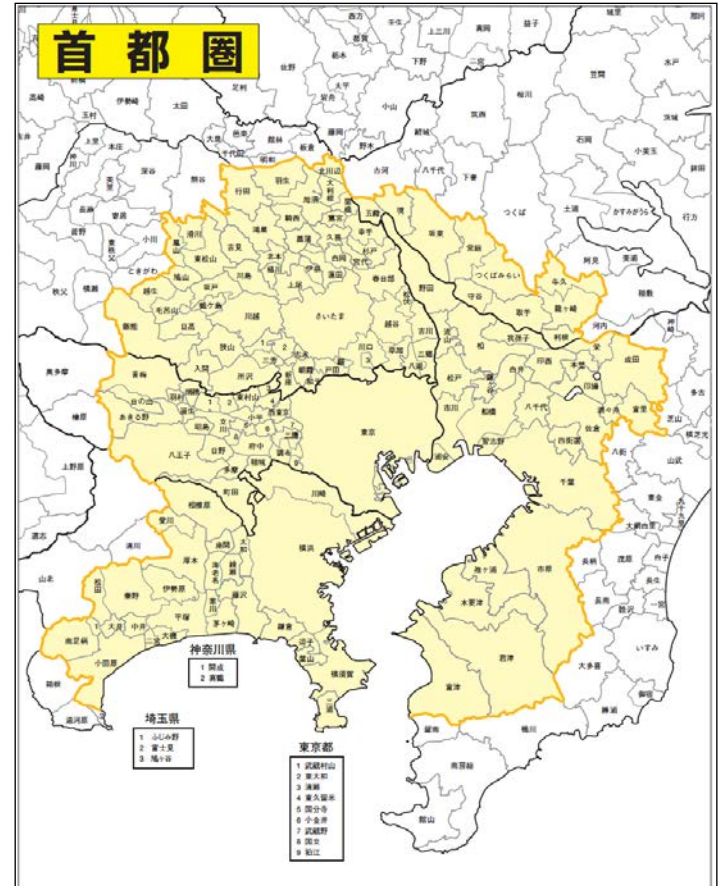


地下室の建設のための利用が通常行われない深さ (地下40m以深)

建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ (支持地盤上面から10m以深)

①または②のうちいずれか深い方の深さの地下

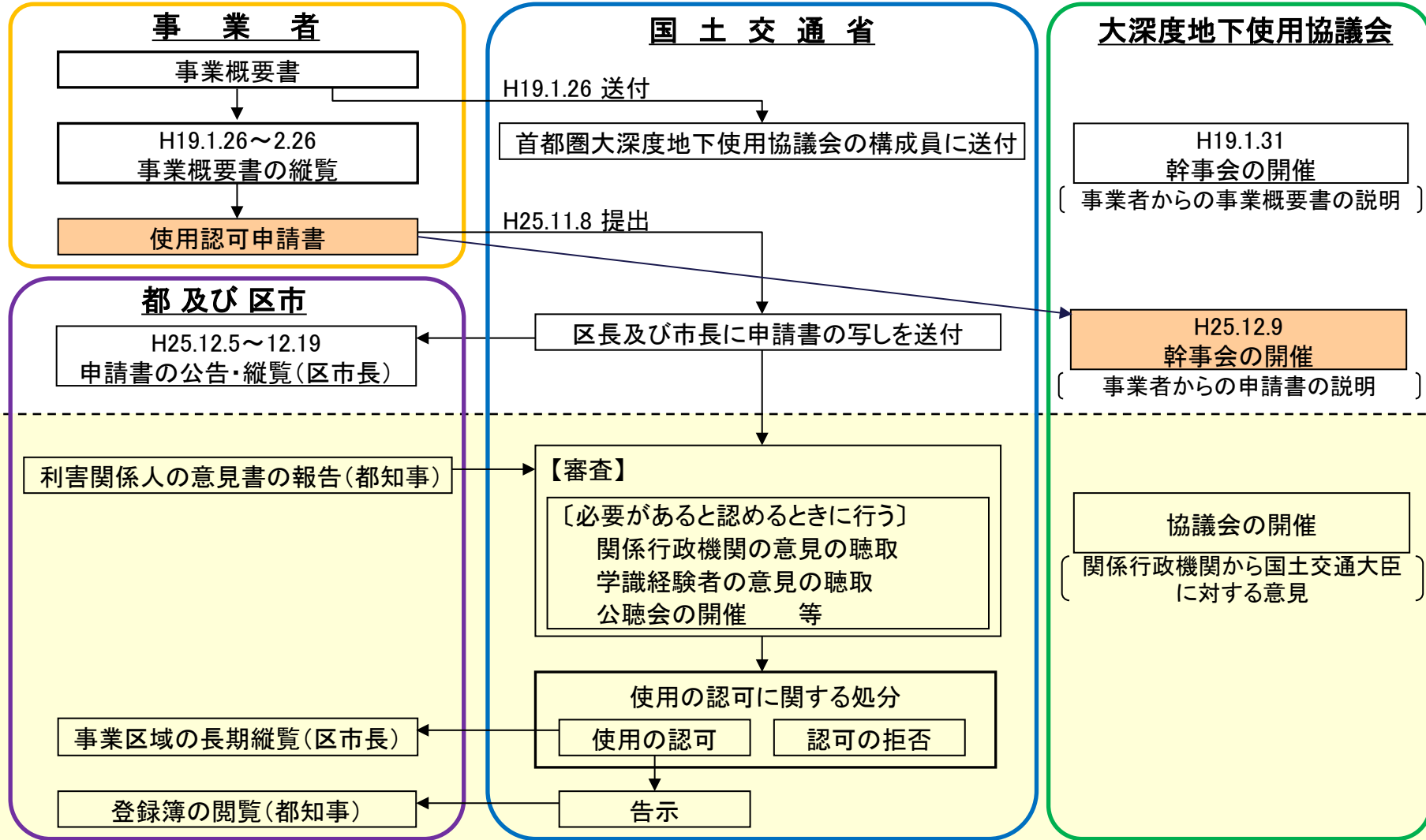
○対象地域(法第3条等)



首都圏大深度地下使用協議会における協議の実施(法第7条)を通じた関係行政機関の意見の聴取(法第18条)

- ①国土交通大臣は、使用の認可に関する処分を行おうとする場合において、関係のある行政機関の意見書の添付がなかったときその他必要があると認めるときは、原則として関係のある行政機関の意見を求めなければならない。
- ②関係のある行政機関は、使用の認可に関する処分について、国土交通大臣に対して意見を述べる事ができる。

安全の確保      環境の保全      文化財の保存      .....etc.



今後の予定